

令和元年度第1回亀岡市文化財保護委員会

日 時 令和元年9月17日午前10時から正午

場 所 亀岡市文化資料館 3階 研修室

委員出席者

安藤 委員
井上 委員
加藤 委員
豊田 委員
深町 委員
山下 委員
長谷川 委員
以上7名

欠席委員

井本 委員
鵜島 委員
藤井 委員

事務局

神先 教育長
片山 教育部長
鵜飼 歴史文化財課長兼文化資料館長
松永 歴史文化財課副課長兼文化財係長事務取扱兼文化資料館副館長
土井 歴史文化財課主幹兼文化資料館主幹
八木 資料館企画係長兼文化資料館主幹
樋口 文化財専門官
飛鳥井 主査
渡部 主事
近藤 学芸員

傍聴者

なし

1 開 会

出席委員は過半数のため、条例第17条第2項により会議が成立

2 教育長挨拶

(教育長退席)

3 事務局紹介

事務局から職員の紹介

4 会長の退任について

亀岡市文化財保護条例（昭和43年条例第43号）第16条第2項の規定により、会長が会務を総理することとされているが、今期会長を務めてこられた永光委員が退任されることとなったため、事務局から退任の経緯について説明を行った。

事務局：永光委員におかれましては平成20年から長きにわたって文化財保護委員としてお世話になりました。平成28年からは文化財保護委員会の会長としてお世話になっていたところでございます。今回退任に至った経緯ですが、本日文化財保護委員会を開催するにあたり、永光氏と事務調整をさせていた中で、以前から、亀岡市の指定文化財候補として、一覧表で整理をしているところで、昨年は亀山城惣構跡の指定の答申をいただいています。その後、引き続いて亀山藩主の墓地関係を候補とすべきでないか、という御意見をいただいていたようですけれども、今年度、歴史文化財課という新たな体制となったことや、当該文化財を指定するとなると、史跡という文化財のカテゴリとなります。そうすると一定の測量であったり、墓石の計測であったりということで、予算措置ができておらず、今年度は厳しい状況ではありますので、今年度については明智光秀が大河に決まったということもありますので、光秀関連資料で、と調整させていただけないかと打診したところですが、今までの経緯もあるので、会長として保護委員会で発言をしていることもあり、それでは会長として責任をもてないということで辞意を表明されたところでございます。事務局といたしましても、来年度は予算確保に努め、実施をさせていただく方向を検討させていただきたいという話もさせていただき、なんとか辞意を撤回していただけないかということで、何度も調整をさせていただきました。また、9月5日には教育部長と歴史文化財課長でご自宅にお伺いし、色々なご意見をいただく中で、私どもの方もなんとか慰留を、というような話もさせていただきました。しかし、辞意が固いこともあり、正式に9月5日付けで辞任届の

受理をさせていただいたところです。

そういう関係もあり、今日は変則的に副会長の加藤委員に議事を進めていただくというような形になったわけです。永光委員の退任の経緯についてはこういう状況でございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

5 議題 1

議事進行は、条例第16条第2項及び第3項に基づき副会長が代行

副会長：私にいたしましては、青天の霹靂といった感じでございます、私はあくまでも永光会長の補佐ということで引き受けをしております、会長の代理としては難しいということを事務局にお伝えいたしまして、さっそく今日の議題1として、新しい会長を選んでいただくということになっております。私自身は永光会長と同じときに文化財保護委員になりまして、5期、今年は6期目ということで長いので、そろそろ辞めどきかなと思っていたので、永光会長とご一緒に退任をしたいという旨もお届けしたのですけれども、任期途中で2人もの委員が退任というのは、事務局の方にもご迷惑をおかけすることにもなるので、副会長ということで、務めさせていただきたいと思っております。今日はですね、さっそく議題1で新しい会長を決めていただきますので、新しい会長が決まるまで進行役を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは早速でございますけれども、議題1に入らせていただきます。条例第16条第1項に基づき、委員の互選によって会長を選出することとなっておりますが、いかがでしょうか。

委員から特に提案等の意見なし。

事務局から会長を提案する。

会長に 安藤 信策 委員

事務局からの提案に対して、委員に諮った。

委員 全員異議なし

会長に 安藤 信策 委員を選任

会長の席へ移動

安藤会長から就任のあいさつ

以降、議事進行は、条例第16条第2項に基づき会長が行う。

会 長：議題2 「亀岡市未指定文化財」の指定について、事務局から説明をお願いします。（別添資料）

6 議題2

事務局説明

会 長：ただ今の事務局からの説明について、ご質問等ありましたらお願いします。

委 員：松上げはテレビ等いろいろなところで映るのですけれども、一度見てみたい魅力的な行事と思います。土ヶ畑のサンヤレも同じような形式ですか。

事務局：テレビでよくやっているような松明を投げ上げるような形では、現状分かっている形ではないです。大きな松明を地面で燃やす、大きな火を焚くという形となっています。

委 員：昔からそうだったのですか。

事務局：聞ける範囲ではその形なのですけれども、どこまでその形が追えるかというのはもう少し突っ込んで聞かなければならないと思います。投げ上げる形は京北や美山では多いのですけれども、大きな松明を燃やすという形、地面でなくても、少し空中に掲げるような形で燃やすということになると、小浜や舞鶴などでは投げ上げなくても大きな松明を燃やすということもありますので、どちらが先でどちらが後というのは難しいかもしれません。

事務局：昔は山の方に小屋掛けをしてそこで子どもが一晩泊まって、最終的にそれを燃やすというような習俗があったようですけれども、子どもも少なくなってきたことと、20年ほど前に調査を行った段階から既に小屋掛けをするというようなことはもう古老から聞き書きをする程度にしか残っていなかったのですけれども、そのような形でされていたというのは伝聞という形で伝わってきたということになります。盆のサンヤレの行事に参加しなかった者は秋のイノコ行事に参加できないという特徴もあります。

委 員：起源等は分かっているのですか。

事務局：民俗行事の一番のネックなのが、いつ頃から始まったかということが明らかにされにくい。それは資料がなかなか残されていないということで、時代特定ができない状況です。

委 員：愛宕の火祭りとの関係はあるのですか。

事務局：山頂には愛宕灯籠がありまして、山の名前は愛宕さんであったりとか、丸山

という形で地元の方が呼び習わされています。全国的にお盆に大きな火を焚くという習俗は広がっているところではありますけれども、地元では愛宕灯籠に献灯する日としても伝わっていますので、愛宕に由来する火のお祭りの習俗かと思います。周辺の分布状況からも亀岡市域の西北部ということではありますけれども、分布の一つとして残っているところだと思っております。

委員：小屋で火をつけて焼くということ、サンヤレに参加しなかったらイノコにも参加できない。何気ないことのように思いますが、すごく意味のあることではないかと思うのです。小屋というのはそのために籠るのですよね。常に生活しているところと違うところで行事を行う、つまり神聖な火に対して畏敬の念を持って鎮魂するというような一つで意味を持っている。それからこのイノコはどういう形でしていたのかわかりませんが、イノコは大地をたたくことで鎮魂ということで、サンヤレの民俗行事としての登録はすごく大事なことでした。

委員：学生の修論の関係で、松上げや上げ松と言われている京都市や南丹市の行事について調べたのですが、それぞれがいろんな材料の種類やそれに関わるニーズが全然違って、行事のやり方もそうなのですが、このサンヤレというのは全然違う形での独特なものであるような気がするのですが、他の火祭りとかも、人もそうですが材料そのものとか、行事を行う上での技術とかがとても大切なのですが、なかなか伝わりにくい状況があるので、これをきっかけにぜひいろんな視点で調査をしていただいて、何がネックとなっているのか等、ここならでは特徴というものを皆さんに伝えていただけるといいと思います。

委員：この作った小屋には、例えば子どもが泊まるということですが。

事務局：以前は小屋掛けしたところに泊まって、何日か前から作って泊まっていたのだと思いますが、実際に燃やすのは24日の夜という行われ方があったようです。

委員：狛犬の企画展や現地説明、講演会などに参加させていただいて、とてもたくさんの方がお見えで、一度講演会の際には福井からいらっしゃった方もおり、狛犬の追っかけみたいな方がいらっしゃったりとか、いつもの展示とは違ったような感じを受けました。夏休みということもあって、子どもや、地域の文化財が出ているということで地域の方が家族連れで来られたりとか、すごく今までの企画展とは違う感じの市民の受け止め方があったと思っています。

事務局：今回、開館当初から約100回程度企画展・特別展を行ってきましたが、なかなかこういった造形物を展示する機会に恵まれなかったということもありますし、そういう意味では造形物が並んでいるというのは壮観な形でした。今回ももちろん神職会であったり、総代会の皆様方のご協力であつたりを得て、

こういった展示を行うことができたのですけれども、長年、樋口文化財専門官が文化財行政を携わっていただいていたということもあって、宮司様等とのつながり、信頼関係の中でお借りできたと思いますし、借用にこちらの方が想定できていない、本体の奥の方にあった狛犬の新発見等もありまして、特段事前をお願いしている訳ではなかったのですけれども、信頼関係の中でお借りすることができたということもあり、手前味噌ではありますがいい展示会であったと感じているところです。

委員：私も拝見したのですが、非常に網羅的に写真も撮られており、これだけいろいろあり、非常に驚きました。

委員：福井からいらっしゃった方も、すごくいいです、と感心していらっしゃいました。

事務局：角がある方が狛犬の方です。向かって左が狛犬、向かって右が獅子といった形です。また、先生方の方で協議いただいて検討という形となろうかと思いますが、最近の獅子・狛犬の研究の分野では、資料でも先生方もお気づきの方もいらっしゃるかもしれませんが、獅子の獣編をつけるのかどうかという議論もあるようですし、木造獅子「・」狛犬とさせていただいておりますけれども、これも指定では最近の事例としては「・」をつけない指定もあるようでして、近隣の状況であったり研究を確認しながら、今後正式に諮問させていただくということになります。本日は実際に1頁目の愛宕神社の獅子・狛犬を1階で見ただけですので、後程ご覧いただきたいと思っておりますが、他の部分につきましても、こちらの方で諮問の時点で現地見学会のような形で、実際に実物を見ていただくことも必要と考えております。ただ、サンヤレにつきましては時期というものもございまして、それはちょっと叶わないのですけれども、他の資料につきましてはご覧いただく中で検討していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

委員：平安時代の獅子狛犬について大きさ等が明記されていないのですけれども、指定候補と比べて大きさは同じくらいのものでしょうか。

事務局：大きさに関しましては、金網に入っている状況ですので計測はできないのですが、1頁目に挙げている狛犬よりは一回りほど大きいかと目測で思います。

委員：同じものなのですが、足が壊れているように思いますが。展示の方法とかです。今後はどういう感じで修理とか。盗難されても困るのですけれども、見ていただくのにこの状態でいいのかとか、検討はどうされていますか。

事務局：重要な指摘かと思えます。所蔵者の方とも相談させてもらいながらということになるので、修理のご意向ということであれば、一定の補助金の体制であったりとか、補助金だけでは全部が賄えきれないということもありますので、神社さんの方のご負担を強いるということもありますので、そ

のあたりは十分に相談させてもらいながら進めてまいりたいと思っております。ご指摘のとおり、市指定、今回の狛犬の展示会もそうなのですが、逸品が並んでいるということで、普段見られない部分ではあるのですが、明らかにったということもありますし、全部が全部性善説に立って行ける部分ではないので、返却時には留意しながら、そういったお願いもさせていただきますし、今回指定になった暁にはそのあたりの防犯体制も含めて考えていく必要があると感じています。

会 長：ただ今の報告について、他にご意見があればお願いします。無いようでしたら、続きまして報告事項をお願いします。

7 報告事項

議事進行は、条例第16条第2項に基づき引き続き会長が行う。

事務局説明

事務局：若干補足の方させていただきたいと思えます。今年もう過ぎましたですが、国際博物館会議（ICOM）というのが京都で開催をされました。私の方も2日目開会式に開催された、隈研吾さんの講演を聴かせていただきました。その関係で、エクスカージョンということで歴彩館のほうで加藤友の会会長を先頭に友の会の皆さん方に、糸繰であつたりの体験をしていただくということでそちらの方に参加していただきましたし、6日、井上会長のところの羽衣山にはですね、45名の外国の方ばかりですが、ご案内させていただきました。その中で、鉾には懸装もしていただき、またおぜんざいの振る舞いもお世話になったところで、みなさん喜んで帰っていただきました。また、今9月議会が審議中で上程させていただいているのが、1階部分のエントランス部分、ロビーの部分、そして経費的には一番大きい部分になりますが1階部分のトイレの改修工事を議会に上げさせていただいているところでございます。これで9月議会で承認されれば、10月から3か月間、1月の明智光秀の展示を開催するまで、臨時休館という形の対応を考えているところでございます。また正式に決まりましたらご案内させていただきたいと思っておりますけれども、そういった予定が1つ入っているというようなことで、ご周知をしていただけたらと思っております。この間は臨時休館という形になりますけれども、色々な活動については、3階の部分はいらいませぬので、友の会の活動であつたりとかということでご利用いただく形になるのかなと思っております。またこの期間を活用し、仏像、一般公開されている市内の寺院は数少ないというのもありますし、それを見て回るような

講座も含めて、館の利用ではなく、見学会のようなものの開催を予定しているところでございます。各委員の皆様にはご案内をさせていただきたいと思っておりますので、ご興味があればまたご参加いただきたいと思いますと思っておりますのと、また10月に入りますと、いよいよ亀岡祭のシーズンとなって参ろうかと思っております。井上山銚連合会会長もいらっしゃいますけれども、今年、連合会60周年になられるということで、色々な事業も考えておられるということですが、また立派な懸装品や、そして実車になってからもう5年ほどになりましようか。ということで、城下町の風情が残る狭い道筋なのでありますが、なかなか京都とかで見られるではなくて身近で見られる亀岡祭ということで、ご覧いただけたらと思いますし、保津川遊船さんの方につきましては、今土曜日、筏に乗ってみようというような取り組みの中でご協力いただく中で、実施することができました。様々な取り組みの中で皆様にお世話になっております。今の予定では来年度にはその基本計画の策定の中で、友の会や協議会で今まで作り上げていただいたものを基礎としまして、新しい博物館に向けての取り組みを何とか進めていけるような形で、予算要求も含めて参りたいと思っております。また、今までは文化財保護委員として、文化財行政の方だけであったということもあるかも知れませんが、多角的な目で、いろんな最新の博物館の施設であったりとか、我々も情報収集には努めますけれども、広い意味で「こういう施設がよかったよ」というようなことがありましたら情報提供いただきたいと思います。今年度から歴史文化財課となり、文化、そしてまた文化財全般を受け持つというような担当課になりましたので、そういう意味では広い目で、広い見地で実行してまいりたいと思っておりますので、そのあたりもまたよろしくお願ひしたいと思っております。

会長：ただ今の事務局からの説明について、ご質問等ありましたらお願いします。
ご質問が無いようであれば、続きまして報告事項（3）について説明をお願いします。

事務局説明

事務局：このふるさと納税を活用した文化財版の支援金、補助金につきましては、従来は自分たちが住んでいる地域に受け継がれてきた歴史文化遺産というのは、地域の者だけが守っていくというようなものであったというように思うのですけれども、なかなか昨今、祭を維持していただくだけでも大変な状況の中で、なおさら保存修理であったりとか、周知啓発の活動をしていただくのは厳し

い状況になっているということで、もちろんその護持団体さんからいろいろな形で声掛けをしていただくということになりますが、ご存じのとおりふるさと納税制度になりますと所得税等の優遇措置があるということもありますので、一般的に寄付をお願いするというよりかは、所得税控除等ということもありますので、返礼品はないのですけれども、より声掛けをしてもらいやすい制度にしていこうということで、今年度から実施をしていこうというものでございます。元々は昨年度のいわゆる台風の被害、今もって千葉の方ではたいへんなことになっておりますけれども、そういったことも含めて広く対応できるような形のもの、ということで作らせていただいた制度ということで、委員の皆様からも、色々な形でお困りの団体さんがいらっしやいましたら制度のご周知をしていただきますように思いますし、歴史文化財課といたしましても、広くこの基金だけではなくて、色々な補助金がございます。活用していただいた団体さんにはご理解いただいていると思いますけれども、まだまだそういった制度があるのか、というような団体さんもおもいますので、歴史文化財課が立ち上がったということもありますので、一度10月11月を目途に制度の説明を各団体向けの相談会を実施してまいりたいと考えているところですので、ご周知いただきますようお願いいたします。

委員：このチラシを見せていただいて、例えば古文書なども対象となるのですか。

事務局：昭和20年以前といったくくりをしておりますので、その部分についても対象になろうかと思えます。ただ、一度事務局の方で整理をさせていただく中で、選考会という形にて相談させていただいた後となりますけれども、一度これはどうなのかといったことを事前にご相談いただければお答えさせていただきます。

委員：具体的な話になりますが市史作成の際、城下町にて調査を行いました、この10年本当に城下町が様変わりをしている。そういった状況の中で、城下町の資料もまだまだ市中に残されている。その中で、城下町のあるお家が今空き家になって、外から拝見させてもらう限り、蔵に古文書がたくさんある感じがするんですよ。相談したところ家を活用するというのであれば補助金は出すけれども、古文書の修理というだけであれば厳しいという回答をもらったようで、古文書が該当するかそういうこともあったのでお聞きした。文化財保護法が改正されたということも含めて、啓発・活用ということで、活用部分はあるのですけれども、「調査・研究」ということがないがしろにされているような感じを受けています。調査、研究したことを基にして活用事業ができる訳ですね。そういう意味では、事業を展開する中で、「充電」をする事業を、この事業になるのか、あるいは別の事業になるのか。予算が厳し

いのであれば、古文書の調査であればどのくらいのもので、ボランティアを募るというのも一つの方法であると思います。そういう意味では、調査研究事業をどこかで触れていただいて、補助金に乗せてくれというわけではないが、人から相談を受けたもので、制度の紹介をしてみようと思います。

会 長：そのお家の方が今どちらにおられるかご存知ですか。

委 員：その方とは面識はないが、今は大阪にお住まいと聞いています。

会 長：ご質問が無いようでしたら、本日の会議は閉会とします。それでは、事務局にお返しします。

8 報告事項

事務局からその他意見等の有無の確認の後、教育部長挨拶及び会議の終了を伝え閉会とする。

以上